

野々市市「くらしのガイドブック」官民協働発行事業者募集要項

1. 募集の趣旨

市民生活の利便性を向上させることを目的に、各種行政サービスの利用手続きや公共施設の案内、市民の暮らしに役立つ情報等を掲載した野々市市「くらしのガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）を発行するにあたり、野々市市（以下「市」という。）と協働で発行する民間事業者等（以下「協働発行事業者」という。）を選定するためのプロポーザルを次のとおり実施する。

2. 業務概要

（1）事業名称

野々市市「くらしのガイドブック」官民協働発行事業

（2）業務内容

別添仕様書のとおり

（3）発行時期

令和8年12月頃（予定）

（4）費用負担

制作から配布まで、発行に要する一切の費用は、協働発行事業者が負担するものとする。

3. 応募要件

次の要件を全て満たす法人であること。（個人での応募は不可。）

- ①過去3年以内に地方自治体の市民ガイドブックを地方自治体と協働発行し、地方自治体の経費負担を低減させた実績を有していること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しないものであること。
- ③民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの適用を受けていない者であり、かつ再生手続き又は更生手続きの開始の申立てをしていない者であること。
- ④本事業の公募開始日から協定締結日までに、本市から指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員ではなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- ⑥国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- ⑦協働する事務を適正かつ確実に実施するに足りる事業規模を有しており、かつ経営状況及び財務状況が良好であること。

4. スケジュール

(1) 公募開始	令和7年12月8日（月）
(2) 質問受付期限	令和7年12月19日（金）午後5時（必着）
(3) 質問書に対する回答	令和7年12月25日（木）
(4) 参加申込書提出期限	令和8年1月13日（火）午後5時（必着）
(5) 提案書等提出期限	令和8年1月21日（水）午後5時（必着）
(6) 選定結果の通知	令和8年1月28日（水）（予定）
(7) 協定書の締結	令和8年2月上旬（予定）

5. 本プロポーザルに関する質問の受付と回答

- (1) 質問受付期限
令和7年12月19日（金）午後5時（必着）

- (2) 提出書類
質問書（様式第1号）

- (3) 提出方法・提出先
原則電子メールで地域政策部市民協働課に提出
E-mail : kyoudou@city.nonoichi.lg.jp

- (4) 質問書に対する回答
令和7年12月25日（木）までに、提出された質問に対する回答を電子メールで全ての参加申込者に送付

6. 参加申込手続き

- (1) 参加申込受付期限
令和8年1月13日（火）午後5時（必着）

- (2) 参加申込に必要な書類
ア 参加申込書（様式第2号）
イ 誓約書（様式第3号）
ウ 会社概要（会社パンフレット等）
エ 同種または類似業務の実績を確認できる資料（実績一覧表等）

- (3) 参加申込書の提出方法・提出先

6の(2)に掲げる参加申込に必要な書類各1部を直接持参又は郵送により、市民協働課広報広聴係に提出すること。

なお、直接持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までの受付とする。郵送の場合は、配達が証明できる書留等によるものとし、受付期限までに到着したもの有効とする。

7. 提案書等の提出

(1) 提案書等の提出期限

令和8年1月21日（水）午後5時（必着）

(2) 提案書の様式

提案書（様式第4号）を鑑とし、添付する提案資料は自由様式とする。ただし、用紙サイズは原則としてA4判とし、縦置き横書きとする（図面等についてはA3判とし、折り込むことは可）。

(3) 提案書に記載すべき事項

ア 協働発行事業についての考え方・方針

イ ガイドブックの構成について創意工夫の提案

ウ 誌面デザイン見本の提出

　a 表紙

　b 行政情報部分

　c 地域情報部分

エ 事業スケジュール（配布完了までのスケジュール）

オ 業務実施体制（総括責任者及び担当者も記載すること）

カ 広告掲載予定数及び広告募集計画（募集手順等）

キ 配布方法（未配布の要請があった場合の対応も記載すること）

ク その他

(4) 提出部数

5部

(5) 提案書の提出方法・提出先

直接持参又は郵送により、地域政策部市民協働課に提出すること

なお、直接持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までの受付とする。郵送の場合は、配達が証明できる書留等によるものとし、受付期限までに到着したもの有効とする。

(6) その他

ア 提案書提出後の差し替え・修正は原則として認めない。

イ 提案書の提出は、1提案者につき1件とする。

8. 協働発行事業者の選定

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。市は、本業務に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、評価項目及び評価基準等に基づき提案書類の書類審査を行い総合的に評価し、最も得点が高い者を協働発行事業者として決定する。参加者が一者の場合は、その者を協働発行事業者とし、選定は実施しない。

委員会は非公開とする。また、審査経過等に対する問い合わせ及び審査結果に対する異議申立てには応じない。

(2) 評価項目、評価基準及び配点

評価項目、評価基準及び配点（委員長及び委員各 50 点満点）は次のとおりとする。最上位者の合計得点が同点となった場合は、委員長及び委員の多数決による。

ア 協働事業への理解度・積極性及び類似業務取扱実績（10 点）

- a 協働事業への理解度・積極性が認められるか
- b 同種または類似業務の実績は十分にあるか

イ 企画提案の内容（20 点）

- a 創意工夫が図られ、ページ全体の構成が情報を検索しやすいようになっているか
- b 行政情報を掲載する十分なページ数が確保されているか
- c 行政情報は、文字サイズやレイアウト等、読みやすいデザインになっているか
- d 地域情報は、ガイドブックに付加価値を与え市民にとって魅力あるものであるか

ウ 業務実施の実現性（15 点）

- a 無理のないスケジュールが組まれているか
- b 業務実施体制が整っているか
- c 広告募集計画は適切なものとなっているか

エ 独自提案（5 点）

- a 市にとって有意義な独自提案はされているか

(3) 選定結果の通知

選定結果は、令和 8 年 1 月 28 日（水）（予定）までに全参加者に対し書面により通知する。

9. 協定書の締結

協働発行事業者として選定された者は、提案内容の仕様書への反映等について、市と協議を行い、詳細の仕様書を調整のうえ、協働発行事業に関する協定書を締結する。

10. 留意事項

- (1) 本募集への参加に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 各提出期限に遅れた者及び提出書類に虚偽の記載をした者は失格とする。
- (3) 提出された書類は選定結果に関わらず返却しないこととする。
- (4) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

11. 問い合わせ先

野々市市地域政策部市民協働課 担当：中村

〒921-8510

石川県野々市市三納一丁目 1 番地

電話 076-227-6056

E-mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp